

## 架空の料金を請求するハガキ ～慌てず 連絡せず まず相談を！～

法務省や裁判所などの公共機関をかたった、  
架空請求のハガキが大量に郵送されています！！

●民事訴訟センター名で「総合消費料金が未納」とあるが、身に覚えがない。無視して大丈夫だろうか。

●保護シールを貼ったハガキが届き、シールをはがしたら「民事訴訟最終通告書」と書いてあった。連絡せよとあるが不審だ。



訴訟に関する書類はハガキでは届きません！ 連絡せず無視を！

お互いに 一声かけて  
見守りを！



### はがきの例

#### 民事訴訟最終通告書

訴訟番号 [そ]第311

この度ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社ないし運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされましたことを通知いたします。

以下に設けられた裁判取り下げ期日最終日までにご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、財産等の差押さえを強制的に履行させていただきます。なお、取下げ等のご相談については至急下記ご連絡ください。

裁判取り下げ最終期日

平成30年〇月〇日

民事訴訟管理センター

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇〇

消費者相談窓口：03-XXXX-XXXX

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索

